

平成 21 年度

施設名（愛称名）

下田市立柿崎保育所

番号

5 6

平成 21 年度

施設評価調書

施設の名称……柿 崎 保 育 所

所管担当課……教育委員会学校教育課

平成 21 年 7 月

平成 21 年度	施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所	番号	5 6
----------	----------	-----------	----	-----

施 設 の 概 要

1 施設名 (愛称名)	下田市立柿崎保育所		2 担当課 担当係	学校教育課 こども育成係	
3 所在地	下田市柿崎 23 番 3 号		4 設置年月	昭和 44 年 2 月 日	
5 総合計画の 位置付け	Ⅳ 安心と安全づくり	ともに生きる福祉のまちづくり		児童福祉	
	施 策 体 系	保育サービスの充実		保育システムの多様化・弾力 化の推進	
	主 要 事 業	保育所整備事業		保育所の施設・設備の充実	
6 設置目的	日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける（働いていたり、病気などの理由により）乳児又は幼児を保育する。				
7 設置根拠	下田市立保育所条例				
8 施設の概要	施設の概要	敷地面積（区有地） 1,117.00 m ² （うち借地 1,117.00 m ² ） 建物（木造） 222.31 m ² （平成 11 年増築 31.4 m ² ）			
		地域保育所（認可外保育施設：へき地保育所） 定員 50 人			
		保育所における保育（21. 4. 1） 0 歳児 0 人 1 歳児 0 人 2 歳児 4 人 3 歳児 9 人 4 歳児 10 人 5 歳児 10 人 合計 33 人			
	料 金 体 系	料金区分	下田市地域保育所保育料徴収要綱による		
		主な料金	平成 18 年度より一律月額 9,800 円（給食なし） （平成 17 年度：8,200 円/月）		
		減免内容	第5条 災害、その他特別の事由により市長が止むを得ないと認めたときは、扶養義務者の申請により第2条に定める保育料の全部または一部を減免することができる。		
		利用料金制度		☐ 有	☒ 無
		施 設 運 営 方 法	☒ 直接運営		
	☐ 指定管理者制度 →		指定管理者		
	☐ 一部委託 →		委託内容		
直接従事職員	下田市職員数（平成 21 年 4 月 1 日現在） 保育士 3 名 臨時保 2 名 計 5 名 地域保育所により給食調理なし				
9 市 内 の 類似施設	下田市所有	公立保育所 6			
	民間所有	民間保育園 2			

平成 21 年度	施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所	番号	5 6
----------	----------	-----------	----	-----

10 取得費等の情報 (単位：円)	取得費及び財源内訳		平成 20 年度末残高		(備考) 減価償却の方法 ・ 定額法 ・ 残存価格 1 円 ・ 新設翌年度から償却 ・ 耐用年数 22 年 ・ S44 建築 ・ 耐用年数経過 ・ 増築分償却未算定 (面積狭小)	
	土地取得費	柿崎区借地	土地残高			
	建物取得費	不明	建物減価償却後残高	1		
	財源内訳					
	国・県支出金					
	市債	7,500,000	市債残高	3,132,000		
	一般財源					
	寄附金等					
	物品(* 万円以上)		物品減価償却後残高			
11 年間経費等推移 (単位：円)	区 分		H18 年度決算	H19 年度決算	H20 年度決算	H21 年度予算
	収入	保育料	5,248,794	5,146,769	4,233,600	4,237,221
		補助金	2,069,673	1,901,923	2,101,608	1,769,924
	収入合計		7,318,467	7,048,692	6,335,208	6,007,145
	支出	1 節 報酬	102,664	94,033	96,100	91,400
		2 節 給料	17,800,432	13,914,516	11,215,803	12,419,301
		3 節 職員手当等	7,695,019	6,230,747	5,014,072	5,564,700
		4 節 共済費	3,932,060	3,195,703	2,582,960	3,214,500
		7 節 賃金	4,429,957	4,196,044	2,986,611	4,144,696
		8 節 報償費	8,837	10,396	7,350	7,350
		9 節 旅費	18,776	20,791	15,206	24,970
		11 節 需用費	1,643,063	1,643,451	1,202,127	1,407,150
		12 節 役務費	181,116	171,527	189,748	181,599
		13 節 委託料	128,828	147,429	138,182	139,425
		14 節 使用料	663,854	305,725	11,548	11,548
		15 節 工事費	0	115,769	0	0
		18 節 備品購入費	117,575	84,582	25,000	119,000
	19 節 負担金補助金	25,300	26,462	14,800	14,800	
	支出合計		36,747,481	30,157,175	23,499,507	27,340,439
	減価償却費		0	0	0	0
	市債利子		120,867	105,610	90,031	74,431
下田市負担年間総経費		29,549,881	23,214,093	17,254,330	21,407,725	
備 考		○H20、21 年度＝人件費は、総額を人数按分（正職員・嘱託職員等の人件費総額） その他経費は、各園の実数＋共通経費の按分を合計				
12 施設利用状況等の推移	利用状況	利用年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
		利用者数 (月平均)	46 人	43 人	37 人	33 人
		参考：利用単位当たり市負担額	642,388 円/人	539,862 円/人	466,333 円/人	648,718 円/人
		算出方法：11 欄の「下田市負担年間総経費」÷利用者数				
	休館日	日曜日 祝日 12 月 29 日から 1 月 3 日まで				
	使用時間	午前 8 時から午後 4 時まで				
13 利用者満足度調査	実施の有無	☑ 有 ○ 無		調査結果	アンケート実施（保育時間について） 土曜日の 1 日保育や平日の延長保育、病児後保育等保育メニューの拡大にかかる希望が多い。	
	直近の実施時期	平成 20 年 6 月				
	調査手法	ニーズ調査				
	調査数	総数 254（柿崎 27）				

平成 21 年度

施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所
----------	-----------

番号	5 6
----	-----

業 績 評 価

1 目標達成度

目標達成度	区 分		単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
	利用者数 の目標値		人	50	50	50	50
	〃 の実績		人	46	43	37	
	目標達成度		%	92.0	86.0	74.0	
選択した指標	☐ 成果指標						
	☒ 成果指標の代替指標						
指標選択の理由	目標達成度を選定する指標として同指標を選択した理由						
	保育所は特定の福祉目的に応えるための施設であり、施設の設置目標は数値にするまでもなく明確である。その中でも、施設同士のあり方を比較することにおいては、措置制度から選択利用制度に変わったことから、保育所の入所者数が保護者の需要を示す数値として捉えることができる。と考える。						
指標設定の考え方	区 分		指 標 名		指 標 の 考 え 方		
	成果指標						
	代替指標		入所児童数（4月1日）				

（参考）

活動指標（施設の目的を達成するための具体的な手段におけるそれぞれの達成度合を把握できる指標）

活動指標			区分	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
活動指標①	目標指標		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指標の考え方							
活動指標②	目標指標		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指標の考え方							
活動指標③	目標指標		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指標の考え方							

平成 21 年度

施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所
----------	-----------

番号	5 6
----	-----

2 効率性

効率性	区分	説明	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
	施設の総利用者数等①		人	46 人	43 人	37 人	33 人
	年間経費②	施設の事業費・運営費および人件費の合計額	円	36,747,481	30,157,175	23,499,507	27,340,439
	利用単位当たり経費	②÷①	円/人	798,858	701,329	635,121	828,498
総利用者数等の考え方 施設の総利用総数等について用いた指標について記載してください。		4 月 1 日入所児童数	備考 コスト評価項目に関して留意事項、補足項目等があれば記載してください。		年間経費は、H18、19 は、地域保育所総経費を、各保育所の入所児童数で按分。H20、21 は、人件費は総額を人数で按分し、その他経費は、各施設経費の積み上げ＋共通経費を按分した。		

その他の指標			区分	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
目標指数①	目標指数		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指数の考え方							
目標指数②	目標指数		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指数の考え方							
目標指数③	目標指数		目標値					
			実績値					
			達成度					
	目標指数の考え方							

受益者負担の適正性	区 分	説 明	単位	H18 年度	H19 年度	H20 年度
	① 有料部分の年間経費	使用料等を徴収する部分の年間経費	円	36,747,481	30,157,175	23,499,507
	② 受益者負担額	施設の本来の目的による使用料等の年間総額	円	5,248,794	5,146,769	4,233,600
	③ 受益者負担比率	②÷①	%	14.3	17.1	18.0
	④ 補正受益者負担額	減免者より正規の料金を徴収したと仮定した場合の受益者負担額	円	5,248,794	5,146,769	4,233,600
	⑤ 補正受益者負担比率	④÷①	%	—	—	—

【参考】

運営に掛かる税負担（市民負担）	年度		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度(予算)
	人口（4 月 1 日：人）		26,621	26,197	25,802	25,549
	人口 1 人あたり（円/人）	運営経費（収入除く）	1,105	882	665	834
		年間総経費	1,110	886	668	837

平成 21 年度	施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所	番号	5 6
----------	----------	-----------	----	-----

施設の現状分析

判 断 視 点 項 目			施設の状況
施設方向性の判断視点	①	施設の設置目的が時代のニーズに適合しているか	児童福祉法第 39 条による保育の実施する認可保育所でなく、へき地保育所と位置付けられて利用がされている。
		住民の福祉の向上に対し、どのように寄与しているか	保育に欠ける児童を安全、安心に保育することにより、児童の健全育成に寄与している。
		将来に亘り必要な施設として住民の期待を高めていけるか	柿崎・外浦地区の地域保護者の期待は高い。
	②	施設が十分に利用されているか	市内保育所の再編成計画が定まらないため、具体的な修繕計画は策定されていない。
		施設の運営方法と利用者の情報交換はどのようにされてきたのか	各保育所において、定期的に保護者会等情報交換の場を設けている。
	③	施設の管理運営主体が施設の利用目的から判断して適切であるか	市内に認可公立保育所 4 園、民間保育所 2 園、公立地域保育所 2 園が設置されている。
		同様の施設の設置がされているなど競合していないか	保育所の民営化については、児童福祉法の改正により、市町村、社会福祉法人の他、NPO 法人や学校法人、企業等の参入が可能となった。また、指定管理だけではなく、土地建物の無償貸与など新たな民営化の選択肢も提案されている。このため、適正な運営能力を備えた民間事業者の参入は可能であると捉えている。
	④	使用料、利用者数、支出額、市負担額が適正であるか	国の定めた平均徴収基準額を基に、給食費相当分を除いた一律 9,800 円で徴収
		同種施設との比較、近隣施設との比較はどうなのか	市内の保育施設の中では、1 人あたりの年間経費は低額である。しかし、保育料が低額のため、受益者負担率は低水準である。また、施設の利用者数も漸次減少している。
		計画上の利用者数と実際の利用者数の違いがどうなっているのか	平成 20 年度の実績は、定員 50 人に対して 37 人、充足率 74.0%である。
		施設の耐用年数は何年有るのか	耐用 22 年 S44 年建設 ※平成 11 年に一部増築されているが、面積が狭小のため、本体の耐用年数等を優先して、増築分は算定していない。
		施設の今後の維持経費の算定はどうなのか	老朽化が進んでおり、今後維持費は増加することが見込まれる。

平成 21 年度	施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所	番号	5 6
----------	----------	-----------	----	-----

行政規模からの判断視点	①	施設の管理運営に係る経費が財政規模からして適正か	施設の管理運営の経費支出が下田市の行政経営からして妥当なのか	保育所運営費(民間保育所経費)と比較して、施設の管理運営経費は多いが、その主な理由は人件費である。民間事業者が増加しない限り、公的な責任を果たす必要がある。
			現行の管理運営を今後も継続していくことが適切か	適正な運営・責任能力を持つ民間事業者が出るまでは、公的な責任による運営を行うべきだと考える。しかし、長期的な視点に立った場合、へき地保育所の制度本来のあり方について、再検討する必要がある。
	②	地域的な施設配置のバランスは適正か	旧町村単位における施設配置の見直しはされているのか	施設については稲梓地区を除く各地に設置されている。地域保育所については、地域的な役割に根ざして、地元中心の入所となっている。
	③	施設の統廃合が可能な施設はないのか	施設統合が出来る施設の組み合わせは有るのか	少子化が進行する中で、定員の充足率は全体として低下している。市内保育所の削減に向けた再編を検討する必要がある。過去、幼保の一元化が提案されたが、現実的な選択ではなく、それぞれの役割に応じた機能的な配置を検討するべきだと考える。
			老朽化と施設維持の比較から改築廃止をどう考えていくのか	園舎は昭和 44 年に建てられたもので、耐用年数 22 年に対し、経過年数 40 年である。老朽化が進んでいるため、改築・廃止について早急かつ慎重に検討する必要がある。
			地域、民間に譲渡できないのか	借地であり老朽化しており敷地も狭く困難である。
			施設の目的の範囲を拡大することにより統廃合可能にならないか	保育施設としての在り方を中心に検討するべきだと考える。
その他				

平成 21 年度	施設名（愛称名）	下田市立柿崎保育所	番号	5 6
----------	----------	-----------	----	-----

見直しの方策

評価種別		改善・見直しの方策案
市民と行政の役割分担評価	行政関与の妥当性	保育所は、児童福祉法第 39 条により、日々保護者の委託を受けて、保育の実施する児童福祉施設であり、同法第 24 条により、市町村の保育の実施義務について定められている。
	受益者負担の妥当性	児童福祉法 56 条第 3 項において、保育の実施に要する保育費用を支弁した市町村の長は、本人またはその扶養義務者から、家計に与える影響を考慮して保育の実施のかかる児童の年齢などに応じて定める額を徴収することができる旨と定められている。
	実施主体の妥当性	市に保育の実施義務があること、また、公共性の高いサービスであることから実施主体としては妥当である。ただし、適正な能力を持った民間事業者が出てきた場合には、適切な役割分担を検討していく必要がある。
	廃止・休止・縮小・外部委託化・民営化などの方向性	公立保育所施設整備に対する整備費補助については、平成 17 年度より廃止された。当市の財政状況を考慮すると、公立保育所の新築は困難であるため、今後保育所を新設する場合は、民営化も検討する必要がある。
業績評価	利用者数等の目標数値及び利用者向上策など	多様な保育サービス（乳幼児・障害児）の提供や延長保育等、質の向上により、利用者の利便性や満足度の向上に努める。
	執行方法の見直しなどの効率化のための目標及び方策	市内の保育所・幼稚園の再編について、平成 21、22 年度において方向性を提示したい。
	受益者負担の現状及び適正化のための方策など	保育料の設定については、国で定める徴収基準額を基に、家計に与える影響を考慮し、市独自の軽減率を設けている。国の動向や、景気動向等を注視し、定期的な見直しを行う。また負担の公平性を確保するため、滞納者に対する適正な徴収を推進したい。
アンケート調査等	市民アンケート調査等の結果	平日延長保育、休日保育の実施について求められている。
サービス面等	サービスの迅速性や利便性など	平成 20 年度に改訂された保育指針に基づき、保育には今まで以上の社会的責任が付与されたため、この指針に基づいた保育の実施に向けた保育士の資質向上を図りたい。
	利用者満足度の観点からのサービス提供の質の改善方法	平成 16 年度より、提供する福祉サービスの質の向上のため、全保育士を対象に自己評価を実施している。 今後は、第三者評価の受審についても検討が必要と思われる。

平成 20 年度事業内容及び見直し事項

事業内容	
見直し事項	

平成 21 年度

施設名（愛称名） 下田市立柿崎保育所

番号 5 6

施設懸案事項

No.	懸案事項	改善経費	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

今後の方向性

今後の方向性	☐ 充実 ☐ 効率化等による見直し ☐ 現状のまま継続等 ☐ 縮小等による見直し ☒ 統廃合を進める	（具体的な内容） ・建物本来の趣旨である「へき地保育所」としての位置づけは薄れているように思われる。今後再編等の検討において幅広い視点が必要となる。
--------	--	---